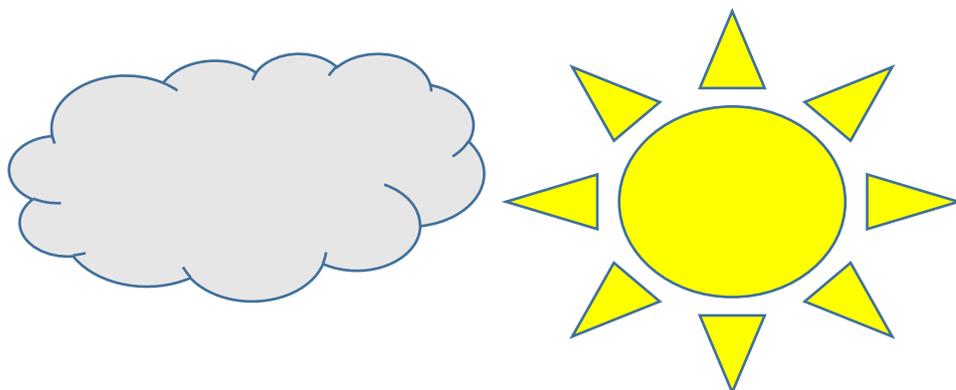


生産緑地内市民農園開設支援事業補助金

手引き



令和4年12月

小牧市 農政課

生産緑地内市民農園開設支援事業の概要

【目的】

市内の生産緑地及び特定生産緑地（以下「生産緑地等」という。）において市民農園の開設を促進し、生産緑地等の持続可能な発展及び保全を図ることを目的とするもの。市民農園として、広く市民の利用に供することにより、農地を利用して野菜や花などを育て食や農に親しむ食育の場を多くの人々に提供できる。また農業者以外の者に、農業に対する理解を深める。

【対象者】

生産緑地の所有者で開設する者

特定生産緑地の所有者で開設する者

【要件】

- (1) 生産緑地等に農園を開設し、及び既設農園を増設する事業であること。
- (2) 市民農園1か所当たりの面積が、300平方メートル以上であること。
- (3) 市民農園1区画当たりの農園面積が、15平方メートル以上であること。
- (4) 給排水施設、農機具収納施設、駐車場施設、看板設備、休憩施設及びトイレ（以下「施設等」という。）の整備に供する敷地面積を除いた農園面積が300平方メートル以上であること。
- (5) 施設等の整備に供する敷地面積の合計が市民農園の面積の2割以下であること。
- (6) 公道に接していること。
- (7) 隣接する農地の耕作及び近隣住民の生活環境に支障がないように対策が取られており、かつ、支障が生じたときにあっては、申請者が責任を持って対処すること。
- (8) 5年以上継続して農園に供すること。
- (9) 農園利用者の募集は、市内に住所を有する者を優先とすること。

【対象経費】

補助対象経費	経費の種類
農園整備費	整地及び区画割に要する経費
施設整備費	給排水施設、農機具収納施設、駐車場施設、看板設備、休憩施設及びトイレの整備に要する経費

【補助金額】

予算の範囲内において、補助対象経費の2分の1

(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

限度額は、30万円

【施行日】

令和4年12月

【留意事項】

(1) 農園施設の開設に当たっては、関係法令(特定農地貸付法、生産緑地法)に必要な手続きがあります。

(2) 開設して5年後に、5年間分の運営状況の報告書を提出してください。

(3) 交付申請は同一申請者につき1年度当たり1回とする。

(4) 交付目的以外に使用した場合等は、補助金の返還が発生します。

(5) 申請年度内に施設整備を完了してください。

生産緑地内市民農園開設支援事業補助金について

小牧市内の生産緑地及び特定生産緑地（以下「生産緑地等」という。）で、市民農園を開設してみませんか。小牧市では、市民農園を開設等する方（所有者が開設する場に限ります。）に、開設にかかる経費の2分の1（30万円以内）を補助します。

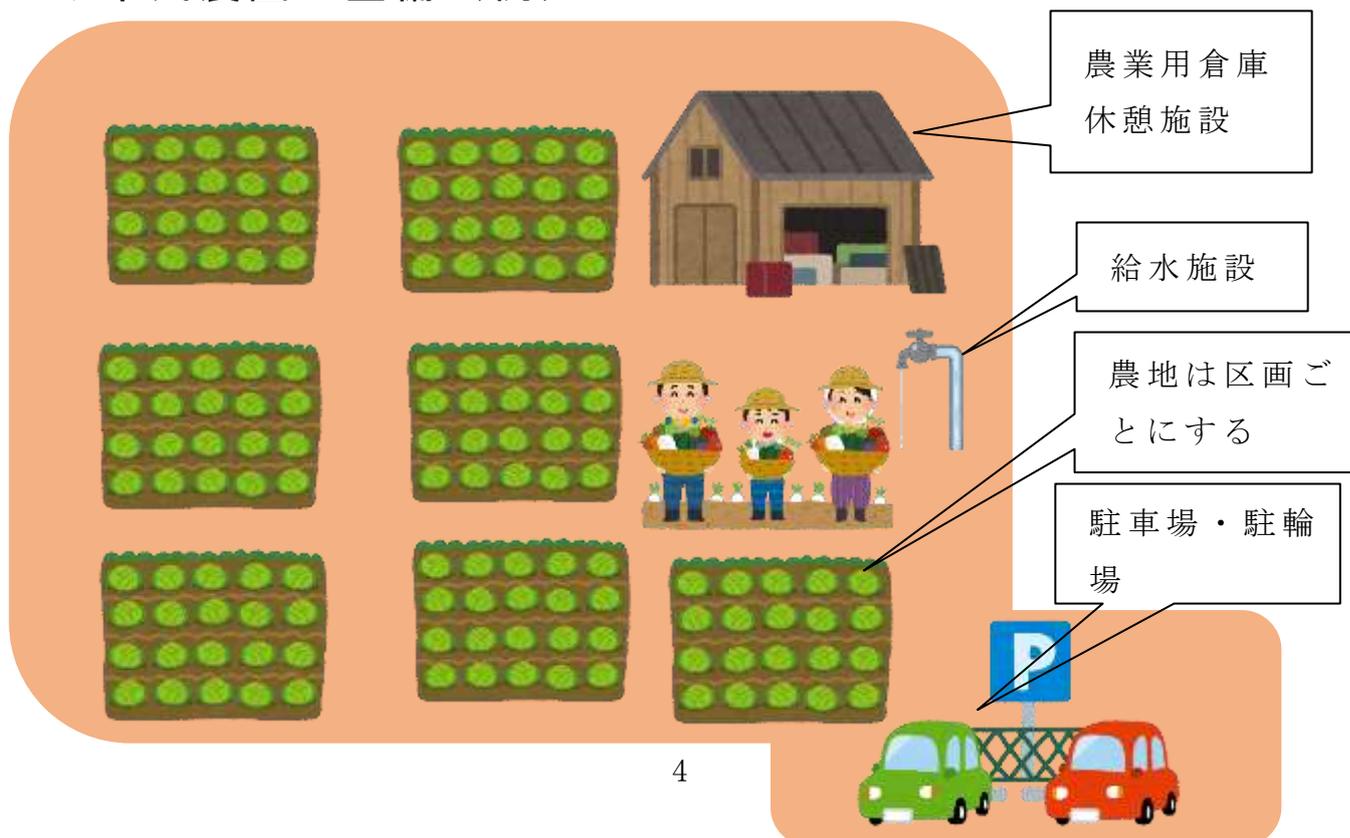
市民農園について

「市民農園」とは、レクリエーションなどの目的で、小面積の農地を利用して野菜や花などを育て食や農に親しむ場を多くの人々に提供する農園のことをいいます。

生産緑地等で市民農園を開設する場合「特定農地貸付方式」ができます。「特定農地貸付方式」とは、開設者が利用者に農地を貸し、植付から収穫まで全て利用者が行う方式で、「区画貸し」とも言います。

市民農園を開設することによって、生産緑地等の持続可能な発展と保全を図ること及び、遊休農地化することを防ぐことができます。

◆市民農園の整備（例）



補助金について

開設者（所有者が開設する場合に限ります。）に、市民農園開設・増設にかかる経費の2分の1を補助金の交付をします。ただし、その限度額は30万円までです。

◆補助金の対象となる経費（施設等）

補助対象経費	経費の種類
農園整備費	整地及び区画割に要する経費
施設整備費	給排水施設、農機具収納施設、駐車場施設、看板設備、休憩施設及びトイレの整備に要する経費

補助対象となる事業内容

毎年4月1日から翌年3月31日までに実施される事業で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 生産緑地等に農園を開設し、及び既設農園を増設する事業であること。
- (2) 市民農園1か所当たりの面積が、300平方メートル以上であること。
- (3) 市民農園1区画当たりの農園面積が、15平方メートル以上であること。
- (4) 給排水施設、農機具収納施設、駐車場施設、看板設備、休憩施設及びトイレ（以下「施設等」という。）の整備に供する敷地面積を除いた農園面積が300平方メートル以上であること。
- (5) 施設等の整備に供する敷地面積の合計が市民農園の面積の2割以下であること。
- (6) 公道に接していること。
- (7) 隣接する農地の耕作及び近隣住民の生活環境に支障がないように対策が取られており、かつ、支障が生じたときにあっては、申請者が責任を持って対処すること。
- (8) 5年以上継続して農園に供すること。
- (9) 農園利用者の募集は、市内に住所を有する者を優先とすること。

市民農園開設及び補助金の手続きの流れ

市民農園開設には、市との貸付協定の締結、貸付規程の作成、農業委員会への申請・承認などが必要になります。また補助金交付を受ける際にも市に提出書類が必要です。

《手続きの流れ》

手順	申請手続き等	提出先等
開設手続 1	貸付協定※ 1、貸付規程※ 2 の提出	開設者⇒小牧市農政課
	生産緑地地区内行為申請書の提出	
2	開設者と市の貸付協定締結	小牧市農政課⇒開設者
	生産緑地地区内行為許可の通知	
3	特定農地貸付の承認申請書の申請	開設者⇒小牧市農業委員会 ※ 3
4	特定農地貸付の承認書の交付	小牧市農業委員会⇒開設者 ※ 4
交付申請 5	補助金等交付申請書等の申請※ 5	開設者⇒小牧市農政課
6	補助金等交付決定通知書の通知	小牧市農政課⇒開設者
7	整備工事着手	開設者
8	（整備工事完了後）実績報告書の提出	開設者⇒小牧市農政課
9	補助金等確定通知書の通知	小牧市農政課⇒開設者
10	補助金交付請求書の提出	開設者⇒小牧市農政課
11	補助金の支払い	小牧市農政課⇒開設者
12	運営状況報告（5年経過後に5年間分の貸付実績）の提出	開設者⇒小牧市農政課

※ 1 貸付協定の様式は市にあります。

※ 2 市民農園の利用料等を定めたものです。

※ 3 毎月10日までに提出してください。10日が土日祝の場合は直前の開庁日となります。

※ 4 申請のあった月末に交付となります。（農業委員会総会承認後）

※ 5 4ページの一覧表を参照してください。注)相続税等の納税猶予を受けている場合、税務署の手続きが必要となりますので、税務署にお問い合わせください。

生産緑地内市民農園開設支援事業補助金交付申請書添付書類一覧

番号	添付書類	部数	備考
1	補助金等交付申請書	1	
2	小牧市生産緑地内事業計画書	1	(様式第1)
3	収支予算書	1	
4	案内図(縮尺1/2, 500程度)	1	開設場所を赤で囲むなど図示してください。
5	施設配置図	1	
6	見積書	1	施設等整備経費がわかるもの
7	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に関する承認書の写し	1	
8	貸付に関する規程	1	
9	土地登記事項証明書(全部事項証明書)の写し	1	土地登記事項証明書の住所が現住所と異なる場合は、公的書面(戸籍の付票等)を添付して下さい
10	申請者の住民票(法人にあっては、商業・法人登記事項証明書)の写し	1	
11	共有での土地においては補助金の交付を受ける代表者を明確にする同意書	1	
12	仮換地証明書(原本) ※土地区画整理地内の場合	1	区画整理課(東庁舎2階)で販売
13	委任状	1	申請者が第三者の場合

※ 交付申請書等の押印は不要です。

※ 証明書、公的書面は、3ヶ月以内に発行されたものに限りませう。

※ その他参考になる書類がある場合は添付して下さい(必要に応じて)。